

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ベネズエラ	科学博物館文化財保護分析及び 視聴覚機材整備計画のための贈 与に関する日本国政府とベネズ エラ・ボリバル共和国政府との 間の交換公文	科学博物館文化財保護分析及び 視聴覚機材整備計画 を実施するために必要な 1. 機材及びその調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の機材の輸送に必要な役務の供与	46,800千円 H20.3.21まで	H19.3.22 カラカス で (同日)	日本側 松井靖夫在ベネズ エラ大使 ベネズエラ側 ニコラス・ マドラーロ・モロス外務 大臣	H19.4.16 262号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。